

(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構 (RF0) による
社会保険病院等の財務及び内部統制調査結果について
(中間報告)

1 調査の背景・概要

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 (RF0) は、平成 23 年 6 月の法律改正により、平成 26 年 4 月に、地域医療の確保等を目的とした独立行政法人地域医療機能推進機構 (以下「新機構」という。) に改組されることとされている。
このため、RF0 は、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、
 - ① 社会保険病院等の財務と内部統制の状況
 - ② 改組時の清算に向けて各病院の資産・収益等を把握するための調査を監査法人に委託して行った。
- 対象の調査は、3 団体が経営を委託している社会保険病院等のすべての病院 (以下のとおり) である。平成 24 年 9 月中旬から実施しており、平成 25 年 2 月までに全病院の実地調査を終了する予定である。
 - ・ 社団法人全国社会保険協会連合会 (全社連) : 49 病院
(※平成 24 年 9 月時点で譲渡対象として選定されていた 2 病院は含まれない。)
 - ・ 財団法人厚生年金事業振興団 (厚生団) : 7 病院
 - ・ 財団法人船員保険会 (船保会) : 3 病院
- これらの調査対象病院のうち、本年 11 月 21 日までに全社連 19 病院、厚生団 1 病院、船保会 3 病院の計 23 病院の実地調査を終了したが、全社連病院について以下の重大な問題点が明らかになったので、調査結果を中間報告するものである。
(船保会 3 病院、厚生団 1 病院については、会計処理の相互牽制体制等について一部の指摘はあったものの、全社連病院で指摘されているような重大な問題点は指摘されていない。)

2 調査結果（速報）と対応

- 以下は、本年 11 月 21 日までに実地調査を実施した計 23 病院（全社連 19 病院、厚生団 1 病院、船保会 3 病院）についての「調査結果」と指摘を受けた病院が取り組むべき主な「対応」である。

I 原因を説明できない差額等についての指摘・・・17 病院（注 1）

（注）【主な指摘】のいずれかの項目で指摘のある病院の数。以下同じ。

（1）調査結果

① 差額の原因調査を行う体制に関するもの・・・14 病院

【主な指摘】	病院数
診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。	14 病院

② 原因を説明できない差額及びその処理に関するもの・・・10 病院

【主な指摘】	病院数
保険請求に係る医業未収金の 3 月末残高について、会計課が把握し決算に記載されている残高とあるべき残高との間に原因を説明できない差額がある。	7 病院
平成 23 年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない（※）。	5 病院

（※）平成 22 年度及び平成 23 年度決算において、原因究明をせずに不明金を特別損失等で処理したものは次のとおりである。

	病院数	合計金額	（再掲） 病院別の最高額
特別利益を計上したもの	1	約 7800 万円	約 7800 万円
特別損失を計上したもの	4	約 5 億 1400 万円	約 2 億 5400 万円

（2）指摘を受けた病院が取り組むべき主な対応（対応済みを含む。以下同じ）

- 差額の原因調査が行われていない病院は、請求額と入金額の差額を把握し、原因を調査する。
- 医業未収金に係る差額や原因究明せずに決算処理した不明金については、徹底した原因究明を行い、必要に応じて、平成 24 年度決算において決算修正を行う。

II 会計の体制・処理についての指摘・・・23 病院

1 会計処理の相互牽制体制が不十分であることの指摘・・・23 病院

(1) 調査結果

【主な指摘】	病院数
窓口現金の締め処理に際して、収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。	8 病院
窓口現金等の締め処理や回収が1名で行われており、適切な現金管理のため、複数人が関与する体制等の構築が必要である。	15 病院
診療等に関する領収証、預かり証の連番管理がされておらず、現金管理が適切に実施されているか確認が困難な状況にある。	22 病院
図書カード、商品券等の金券類について台帳管理がされていない。	9 病院
医事会計システム等の ID・パスワードが個人別に設定されていないなど、実質的なアクセス権管理がなされていない。	19 病院

(2) 指摘を受けた病院が取り組むべき主な対応

- 収納された現金と医事会計システムの残高の整合確認を行うなど、指摘を受けた事項に適切に対応し、会計処理の相互牽制が働くよう業務方法等を見直す。

2 問題がある会計処理についての指摘・・・10 病院

(1) 調査結果

i 物品の取引に関するもの・・・1 病院

【主な指摘】	病院数
平成 23 年度決算において費用計上されている物品について、納品がされていない。	1 病院

ii 簿外処理等に関するもの・・・9 病院

1) 治験受託料収入等に関するもの・・・9 病院

【主な指摘】	病院数
治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	9 病院

2) 看護学生の実習受託料、貸付金に関するもの・・・4 病院

【主な指摘】	病院数
看護学生の実習受入れに係る受託料収入は病院に帰属すべきものであるが、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	3 病院

看護学生への貸付金（奨学金）について、貸付時に研究雑費として費用処理され、貸付金として資産計上されていない。また、個人ごとの貸付金台帳を作成していない。	1 病院
--	------

※ なお、上記2 ii 1)、2) の簿外口座については、平成 24 年 10 月 24 日付け R F O 理事長名の公文書で出金停止を全社連理理事長宛て指示済み。

iii 不適切な勘定科目での支出に関するもの…2 病院

【主な指摘】	病院数
年末年始に勤務した職員に「年末年始祝儀」等を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」等の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	2 病院
宿舎に入居できない医師に対し、住宅を借りる際の敷金を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	1 病院

(2) 指摘を受けた病院が取り組むべき主な対応

- 確認されていない取引については、取引の経緯等の事実確認を行うとともに、平成 24 年度決算において、決算修正を行う。
- 治験受託料収入等については簿内処理するとともに、経理部門で用途を適切に管理する。
- 不適切な勘定科目の支出等を見直す。

3 会計ルールの理解誤りについての指摘…20 病院

(1) 調査結果

【主な指摘】	病院数
期末の保留レセプト等について、発生主義による処理をすべきところを現金主義による対応としていた。	12 病院
減価償却費の計上誤り（耐用年数の決定誤り等）。	9 病院
固定資産や棚卸資産等について実査が行われていない。台帳と現物との間に不一致が見られる。	18 病院

(2) 指摘を受けた病院が取り組むべき主な対応

- 正しい会計ルールを理解し、今後の会計処理を適正に行うとともに、過去の誤りについては必要な修正を行う。

Ⅲ 決算修正の必要性

- 上記Ⅰ及びⅡの指摘の結果、全社連病院では、現段階では、既に実地調査を行った19病院のうち17病院が、平成24年度決算において特別利益、特別損失等の計上を含む平成23年度決算の修正を行わざるを得ない見込みである（船保会3病院及び厚生団1病院は決算修正の必要はない見込みである。）。

3 調査結果を踏まえたRF0の取組

- RF0が運営を委託している病院は、平成26年4月には独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に移行することとなっており、今後、速やかに財務及び内部統制についての改善を行い、独立行政法人の財務及び内部統制の基準を満たすことが必要となる。
- このため、RF0としては、各病院に対して改善の指導を行うとともに、病院における適切な財務及び内部統制の体制構築に取り組んでおり、この問題を平成26年4月までの移行準備期間における最優先課題の一つとして職員一丸となって取り組んでいく。